

27監査 第146号

平成27年7月10日

久留米市長 檜原 利則 様

久留米市監査委員	田中	俊博
久留米市監査委員	埴	秀二
久留米市監査委員	原口	和人
久留米市監査委員	藤林	詠子

平成26年度久留米市公営企業会計決算審査に関する意見

平成27年5月25日付27財第81号及び第82号をもって、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された下記決算の審査をいたしましたので、その結果について別紙のとおり意見を述べます。

記

平成26年度 久留米市水道事業会計決算

平成26年度 久留米市下水道事業会計決算

目 次

第1	審査の対象	135
第2	審査の期間	135
第3	審査の要領	135
第4	審査の結果	135
第5	新地方公営企業会計基準の適用について	135

【水道事業会計】

1	事業の実績	138
2	予算の執行状況	140
3	経営成績（損益計算書）について	143
4	財政状態（貸借対照表）について	149
5	キャッシュ・フロー計算書について	152
6	経営指標について	153
7	審査結果の意見・講評	156

〔審査資料〕

水道事業年次表（損益計算書）	159
水道事業年次表（貸借対照表）	160
水道事業経営分析表	162

【下水道事業会計】

1	事業の実績	165
2	予算の執行状況	167
3	経営成績（損益計算書）について	170
4	財政状態（貸借対照表）について	176
5	キャッシュ・フロー計算書について	179
6	経営指標について	180
7	審査結果の意見・講評	182

〔審査資料〕

下水道事業年次表（損益計算書）	183
下水道事業年次表（貸借対照表）	184
下水道事業経営分析表	186

(注) 本意見書中における数値の表示及び符号の用法は次のとおりである。

- 1 意見書本文中に用いる金額は、原則として千円単位で表記している。
ただし、文章中においては、読みやすさを考慮し、億、万、千等の文字(漢数詞)を用いて表記し、箇所によっては、表現上、億円又は万円単位の概数を用いているところがある。
- 2 文中に用いる金額は千円未満を、比率(%)及びその増減値は、単位以下小数点第1位未満を、四捨五入して表記している。
- 3 各表中の金額は、千円未満を四捨五入しているが、表中の合計値を優先するため、内訳金額については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。
- 4 各表中の比率については、表ごとに、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、単位以下小数点第1位未満を四捨五入している。
(そのため、公営企業会計の〔審査資料〕に表示される比率とは、必ずしも一致しないものがある。)
- 5 各表中の構成比率については、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、単位以下小数点第1位未満を四捨五入しているが、構成比の合計を「100」とするため、内訳比率については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。
- 6 上記の用法によりがたい数値については、箇所ごとに、それぞれ最も適すると思われる単位又は桁数を用いて表記している。(例: 財政力指数、有収水量1 m³当たりの単価など)
- 7 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - (1) 「0」 算式上0となるもの、又は、予算措置はなされていたが執行されなかったもの
 - (2) 「0.0」 該当数値はあるが、単位未満のもの
 - (3) 「-」 該当数値がないもの
 - (4) 「△」 負数
 - (5) 「皆増」 比率の対象となる該当数値がないもの又は「0」から増加したもの
 - (6) 「皆減」 比率の対象となる該当数値がなくなったもの又は減少して「0」となったもの